

利用単位・料金表

(a) 基本サービスの利用単位

通所介護費（通常規模）

介護度別	①3時間30分（1回当り）	②6時間10分（1回当り）	③7時間10分（1回当り）
サービス提供時間	9時50分～13時20分	9時50分～16時00分	9時50分～17時00分
要介護1	362単位	572単位	645単位
要介護2	415単位	676単位	761単位
要介護3	470単位	780単位	883単位
要介護4	522単位	884単位	1,003単位
要介護5	576単位	988単位	1,124単位
加 算		加算の内容	
個別機能訓練 体制加算（Ⅱ）	56単位	計画に基づいて個別機能訓練を行っている場合1日につき算定する。	
入浴介助体制加算	50単位	入浴した回数ごとに算定する。	
栄養改善体制加算	150単位	低栄養状態の改善を目的として個別的に実施した場合3ヶ月以内の期間に限り1月に2回を限度に算定する。	
口腔機能向上 体制加算	150単位	口腔機能の向上を目的として個別的に実施した場合3ヶ月以内の期間に限り1月に2回を限度に算定する。	
サービス提供体制 強化加算Ⅰイ	18単位	介護職員に介護福祉士を一定割合確保しサービス提供の体制強化を行う加算。	
栄養スクリーニング 加算	5単位	毎月の身長、体重を計測して、BMIと管理栄養士の助言内容をケアマネージャーに報告した場合6ヶ月に1回を限度にして算定する。	
介護職員処遇 改善加算Ⅰ	5.9%	利用された提供単位数×5.9%×介護保険負担割合証に記載されている割合が利用者様負担（支給限度額管理の対象外）。	
中重度者ケア 体制加算	45単位	介護職員及び看護職員を一定割合確保し、要介護者のケアの充実を図る加算。	

※ 単位数単価は、各単位数に10.14円を乗じた金額となります。また、サービスを利用される方の利用者負担は、介護保険負担割合証に記載されている割合となります。

※ 介護給付費体系の変更があった場合には、上記単位・料金は変更されます。

(b) 介護保険の給付の対象とならないサービスの利用料金

食費	昼食代 : 500 円 (おやつ代含む) 行事食 : 1,080 円 ~ ※ 午前 10 時以降にお休みの連絡をいただいた場合は、キャンセル料として上記費用をいただきます。 ※ レクリエーション活動の一環として昼食を作る場合は、材料代実費が必要となります。
その他実費 (自己負担金)	レクリエーション・手芸・趣味活動等にかかった材料代実費 事業所で用意してある紙おしめ等を使用された場合の実費 (紙パンツ M 1 枚 67 円、L 1 枚 75 円、LL 1 枚 84 円、パット 小 1 枚 22 円、大 1 枚 37 円、紙おしめ M 1 枚 76 円、L 1 枚 88 円) 写真代(デジカメプリント 1 枚 50 円) 喫茶代(コーヒー・紅茶・ジュース等各 50 円) 衛生器具代(歯ブラシ 108 円、保湿クリーム 216 円) 洗濯代 (1 回 100 円)
特別な場合に別途 必要とされる料金	事業所の実施地域以外の地域に居住される方への送迎サービスについては、以下の料金が必要です。 1, 実施地域を越えて片道 5 km 未満 1 回につき 400 円 2, 実施地域を越えて片道 5 km 以上 1 回につき 500 円 ※ 通常の事業の実施地域は、岡山市(南区旧灘崎町・南区藤田、興除・芳泉・福浜中学校区)、玉野市、早島町、倉敷市(郷内・多津美・東陽中学校区)の区域です。

※ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。

※ 上記(a), (b) の料金・費用は 1 ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、現金にてお支払いください。